

武蔵村山市立第九小学校いじめ防止基本方針～いじめは絶対許さない～

1 基本方針策定の意義

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、重大事態への対処をいう。以下同じ。)に資するものである。武蔵村山市立第九小学校いじめ防止基本方針は、心豊かな人間を形成するため、児童の健全育成を推進し、武蔵村山市教育委員会、家庭、地域住民その他の関係機関と連携し、いじめ防止対策推進法及び武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(SNSを通じて行われるもの含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に深く傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ防止等への基本的な考え方

いじめは、いつでもどこでも起こり得るという認識の下、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、毅然とした指導を行い、速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じる。

- (1) いじめに関する児童の理解を深める 児童がいじめについて深く理解するために、道徳の授業や人権教育の充実を図り、規範意識や思いやりの心を育むとともに、児童会や縦割り班活動、学級活動などの児童の主体的な活動を支援し、児童自らが「いじめを生まない、許さない学校」を実現させる主体者であることを自覚させる。
- (2) いじめられた児童を守り通す いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、管理職及び学校いじめ防止対策委員会を中心として、全教職員でいじめられた児童を守り通す。
- (3) いじめを知らせた児童を守り通す 児童がいじめを知っても、「言つたらいじめられる」などの不安をかかえていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童を、管理職及び学校いじめ防止対策委員会を中心として、全教職員で守り通すとともに、周囲に児童の発言を促すための児童の主体的な取組を支援する。
- (4) 学校一丸となって取り組む 教職員一人一人のいじめ問題に対する鋭敏な感覚と的確な指導力及び対応力を高めるとともに、管理職及び学校いじめ防止対策委員会を中心として、全教職員が学校全体の組織的な対応力の向上に取り組み、児童の規範意識を醸成し、社会性を育む。
- (5) 家庭・地域・学校・関係諸機関との連携 保護者は、その保護する児童がいじめを行うことのないよう規範意識を養う指導を行うとともに、児童をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合は、速やかに学校に連絡・相談し、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。複雑・多様化するいじめの防止等には、家庭・地域関係機関(子ども家庭支援センター、児童相談所、主任児童委員、民生委員、警察等)が連携して取り組む。

5 いじめ防止等への取組

- (1) 未然防止 ①道徳の授業や人権教育の充実を図り、児童一人一人の人権感覚を高め、規範意識や思いやりの心を育む。②児童会や縦割り班活動、学級活動などの児童の主体的な活動を支援し、児童自らが「いじめを生まない、許さない学校」を実現させる主体者であることを自覚させる。③「いじめ標語」や「武蔵村山市いじめ追放アピール」、「武蔵村山市立学校 ぼくたち わたしたちの いじめ撲滅宣言」を活用し「いじめは絶対許さない」という土壌を学校全体で醸成する。④個に応じた指導の充実を図り、自己有用感・自己肯定感を育む。⑤ネット上のいじめ防止のための指導を充実させるとともに、いじめ防止等のための校内研修の充実を図る。⑥保護者会や家庭訪問、学校だよりなどにより、家庭との連携を緊密にする。
- (2) 早期発見 ①教職員と児童・児童相互の人間的な触れ合いによる信頼感を基盤とした学級経営を行うとともに、日頃の行動観察を丁寧に行い、些細な変化を敏感に見取る。②スクールカウンセラーと連携を図るとともに、相談体制の充実を図る。③東京都の「いじめ防止月間」に対応した定期的なアンケート調査(6月・11月・2月の年間3回)を行うとともに、教育相談の実施等による早期の実態把握を行う。④児童の生活に関する情報交換会(生活指導朝会)を実施する。⑤原則年2回の保護者との個人面談を行う。
- (3) 早期対応 ①いじめを発見した場合は、九小版危機管理マニュアル「いじめ(可能性含)発見時の対応」に即して、迅速かつ的確に組織的に対応する。②いじめを受けた児童やいじめを知られて来た児童の安全を確保し、心のケアを行い、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。③「いじめ認知報告票」を作成し、市教委への報告を行うとともに、全教職員でいじめの実態について情報を共有し、具体的な対応策を「いじめ対応記録票」の作成とともに明らかにする。
- (4) 重大事態への対応 ①九小版危機管理マニュアル「いじめ(可能性含)発見時の対応」に即して、迅速かつ的確に組織的に対応する。②いじめられた児童の安全確保・心のケアを行う。③関係機関や専門家等との連携及び相談を行う。④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、速やかに警察と連携する。⑤重大事態の発生を市教委に報告するとともに、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、市教委に報告する。